

海津市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

海津市教育委員会

< 目次 >

1 計画の趣旨・現状	P.2
2 目標	P.3
3 計画の期間	P.3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P.3～P.6
5 関連する取組、今後のフォローアップ	P.6

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、生き生きと児童生徒の教育に専念できるよう、教職員の働きやすさと働きがいとを両立させ、学習指導要領の理念実現に向けた質の高い教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する指針」に基づき策定するものである。

第3次海津市教育振興基本計画で掲げる「いのちが輝く教育」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

海津市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の方々の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、海津市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を推進していく。

## (2) 本市の現状

ア 本市では、令和7年3月に「海津市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月26.8時間	9.8%	0.3%
中学校	月41.7時間	38.6%	3.9%

ウ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下に維持・改善する。  
【R6結果 9.8%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする（全国平均 100）  
【R6結果 71.5】
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する項目の偏差値を58以上に維持・向上させる。  
【R6結果 57.8】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  - ・地域の実情に応じた登校班の組織化支援や、見守り活動への地域住民の参画を促進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③学校徴収金の徴収・管理
  - ・学校給食費や学校備品の公会計化をはじめ、教材費においても公会計化となるように検討していく。また、業者が保護者から直接請求する方法を推奨することで、徴収や管理の負担を減らしていく。
- ④地域ボランティア等との連絡調整

- ・ICT を活用した連絡システムを活用して連絡を行うことで負担軽減を図る。また、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、様々な相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士（スクールロイヤー）等を活用できる環境を整備することにより、教育委員会等の行政機関が主体となり、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

**イ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの活用により、市からの調査回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報主任が中心となって行いつつ、民間事業者へ外部委託する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・自校プールは使用せず、水泳授業は民間事業者へ外部委託する。
- ・体育館等の一般の施設利用に関しては、市公共施設予約システムにより、負担軽減する。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担見直しを進める。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・安全点検等の必要措置を予め行った上で、特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番制等による負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番制等による負担軽減を促進する。

⑬部活動

- ・週休日の活動を原則「地域スポーツクラブ等」に委ねるとともに、平日の活動内容や時間を見直すことにより負担を軽減する。

**ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

⑭給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、原則、栄養教諭が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

#### ⑮授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフを積極的に配置・活用するとともに、デジタル技術（例：AIドリル、オンライン教材、デジタル採点ツール等）の活用を促進する。

#### ⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### ⑰学校行事の準備・運営

- ・学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、学年主任、事務職員などとの協働を促進するとともに、保護者等によるボランティアとの連携を検討する。

#### ⑱進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の進路に関する情報収集等について、進路指導主事と関係職員との分担を行うことで負担を軽減する。また、就職に関しては、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

#### ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援介助員、日本語指導員による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、総合教育センターの機能強化や、ほほえみ相談員等による効果的な支援を促進する。
- ・こども未来課等の関係機関に対し、体制確保への積極的な参画を促す。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ グループウェアやオンライン会議システム、教務支援システム等のデジタル技術を活用し、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退校日（8のつく日と決まった曜日）を月6日以上設定するよう推進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市 HP で公表するとともに、定例の校長会や教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 計画的な採用、育成、外部専門機関との連携協定締結等を通じて、専門的な知見を有する人材の確保に、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握をし、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、指導等を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。